

「ゾーン30」って？

和歌山県警察本部
交通規制課

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。



この地域は、住宅地、商店街が多くて、通学路になっているのに抜け道として利用しているドライバーが多いなあ。

ゾーン30を整備すると対策が取られて

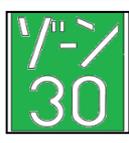


対策例

区域規制標識の設置



道路標示(法定外)の設置



分かりやすい標識等が設置されたり、車道が狭くなったなあ！抜け道として利用するドライバーが減ったよ！！

交通量の総量の抑制！！
交通事故被害の減少！！



「ゾーン30」のQ&A

Q1 なぜ30キロ規制なのですか？

A1 自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇するため、生活道路を走行する自動車の速度を30キロ以下に抑制することとしたものです。

Q2 「ゾーン30」の区域はどのように決められるのですか？

A2 交通量や交通事故の発生状況等をもとに警察が道路管理者や地域の皆さんと協議・調整して決定する場合や地域の皆さんからの御要望を踏まえて整備の必要性等を検討して決定します。

「ゾーン30」は幹線道路に囲まれた生活道路が集まった市街地の区域に整備します。

「ゾーン30」の整備事例

対策実施前



中央線の抹消
車道幅員の縮小

対策実施後



「ゾーン30」の地域を走行するドライバーの方へ

「ゾーン30」は、その地域に設けた時速30キロの速度制限を守りましょうというものです。生活道路は、高齢者や子ども、自転車がよく通行する場所ですので、速度制限を守ってください！

やめよう抜け道！！守ろう30！！